

○財務省告示第百五十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十一年五月七日

財務大臣
与謝野
馨

輸入統計品目表第一二一〇七
中一〇号

120 —— 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの

―――工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの

121 ——工業用アルコールの製造の用に供するもの

122 —— 酢酸エチルの製造の用に供するもの

123 | — — — エチルアミンの製造の用に供するもの

改める。